第四十三条第三項中「二人」を「一人」に改め、第四章第三節中同条を第四十八条とし、第四十二条を第四十七条とし、同節を同章第五節とする。

第四章第二節の次に次の二節を加える。

第三節　科学技術・イノベーション推進事務局

（統括官）

第四十二条　科学技術・イノベーション推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、統括官一人を置く。

2　統括官は、科学技術・イノベーション推進事務局長を助け、命を受けて、事務局の事務をつかさどる。

（審議官）

第四十三条　事務局に、審議官を置く。

2　審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。

3　審議官の定数は、併任の者を除き、三人とする。

（参事官）

第四十四条　事務局に、参事官を置く。

2　参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。

3　参事官の定数は、併任の者を除き、五人とする。

第四節　健康・医療戦略推進事務局

（次長）

第四十五条　健康・医療戦略推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長を置くことができる。

2　次長は、健康・医療戦略推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3　次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官）

第四十六条　事務局に、参事官を置くことができる。

2　参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3　参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

附則第二条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、「並びに前項に規定する事務」を削り、同項を同条第二項とする。

附則第三条第二項の表令和三年三月三十一日の項を削る。

附則第四条第一項中「第三条第一号ル」を「第三条第一号ト」に、「同条第三号(12)及び(28)」を「同条第三号(7)及び(23)」に、「(27)」を「(22)」に改める。

附則第七条を削る。

附則第八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「附則第二条第三項」を「附則第二条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を附則第七条とする。

附則中第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（原子力委員会設置法施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「内閣府本府に置かれる政策統括官が」を「内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において」に改める。

一　原子力委員会設置法施行令（昭和三十一年政令第四号）第四条

二　総合科学技術・イノベーション会議令（平成十二年政令第二百五十八号）第三条

三　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第百五号）第十二条

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）の項中「知的財産戦略推進事務局」を「知的財産戦略推進事務局　科学技術・イノベーション推進事務局　健康・医療戦略推進事務局　死因究明等推進会議に置かれる事務局」に改め、「地方分権改革推進委員会に置かれる事務局」を削る。

（罰則に関する経過措置）

第四条　前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（幹部職員の任用等に関する政令の一部改正）

第五条　幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十四号を第十六号とし、第五号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五　内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

六　内閣府健康・医療戦略推進事務局

（日本医療研究開発機構審議会令の一部改正）

第六条　日本医療研究開発機構審議会令（平成二十七年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「内閣府本府に置かれる政策統括官」を「内閣府科学技術・イノベーション推進事務局」に改める。

（復興庁組織令の一部改正）

第七条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第三項中「十　警察庁」を「十二　警察庁」に、「十の二」を「十二の二」に改める。

内閣総理大臣　菅　義偉

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百十号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「十五人」を「十六人」に改める。